



第1章 第5次計画の策定にあたって

- ◆子どもの読書活動推進の意義
 - ・言語能力や情緒を育み、知識を獲得し、自己を形成する営みであり、子どもが自ら考えて生きる力を身につけ、社会の一員となるための大切な活動
 - ・様々な情報を正しく理解・整理し、伝える「読み解く力」の基盤にもなるもの
 - ・子どもの読書習慣を育み、楽しみながら自主的に読書を行う環境整備が必要
- ◆性格と役割
 - 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく滋賀県における「子ども読書活動推進計画」
 - 同法第9条第2項の規定に基づき、市町が子ども読書活動推進計画を策定する際の基本となるもの
- ◆計画期間
 - 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)まで【5年間】

第2章 第4次計画期間中の成果と課題

指標の推移等から見た成果と課題

- ◆主な成果
 - 学校司書配置率の増加
 - 平成28年度 小49.8%・中34.3% → 令和2年度 小64.2%・中58.3%
 - 公立図書館での12歳以下の県民一人当たり年間貸出冊数の増加
 - 令和元年度 24.5冊 → 令和4年度 24.6冊
- ◆主な課題
 - 学校段階が進むにつれた読書率の低下
 - 1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合
 - 令和5年度 小：94.9%・中：86.5%・高57.1%
 - 読書習慣の定着が不十分
 - 学校の授業以外での、平日（月曜日から金曜日）1日当たりの読書時間が10分以上の児童生徒の割合
 - 令和5年度 滋賀県：小59.4%・中44.1% 全国：小60.0%・中49.4%
 - 全国平均と比べ未だ不十分な学校図書館の環境整備
 - 学校図書館図書標準達成状況
 - 令和2年度 滋賀県：小49.5%・中29.2% 全国：小71.2%・中61.1%
 - 学校司書配置率
 - 令和2年度 滋賀県：小64.2%・中58.3% 全国：小68.8%・中64.1%

滋賀県政世論調査

○「子どもが読書に親しむための図書館の在り方」に対する回答：「様々な資料がある（54.4%）」、「どんな子どもも気がねなく過ごせる居場所がある（45.4%）」

子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

- (1)視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定
- (2)教育におけるデジタル化の進展
- (3)第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定
- (4)国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第五次計画)の策定
- (5)新型コロナウイルス感染拡大の影響
- (6)子どもを真ん中に置いた社会づくり(「子ども・子ども・子ども」の視点)

第3章 基本的な考え方

「こども としょかん」とは 滋賀県まるごとが子どもたちにとっての“図書館(読書を楽しむ場)”となるよう、県・市町・民間等、子どもの読書に関わる人々がみんなで子どもの読書活動を総合的に推進していくこと

目指す姿 すべての子どもが身近な学校や家庭・地域の人々の関わりによって本に親しみ、より豊かな人生を送ることのできる滋賀

基本目標 すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり

- 基本的方針
- (1) いつでもどこでも「こども としょかん」
 - すべての子どもが本に親しめる環境づくり
 - (2) 「支える人」を支える「こども としょかん」
 - 学校・園・ボランティアなど、子どもの読書活動を支援する人への支援
 - (3) 子育て世代にやさしい「こども としょかん」
 - 子育て世代に魅力ある図書館づくり
 - (4) みんなでつくる滋賀県まるごと「こども としょかん」
 - 様々な主体の連携による子どもの読書環境の充実

重点的取組事項

- (1) 学校図書館の機能強化および取組の充実
- (2) 子どもの読書環境を支えるひとづくり
- (3) 子ども・子育て世代にとって居場所となる図書館づくり
- (4) 乳幼児期からの読書習慣の形成

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

家庭における取組

- 啓発冊子等による啓発・情報提供
- 保護者に対する読書活動への理解促進
- 公立図書館の利用促進
- 読み聞かせ会等の実施

幼稚園・保育所・認定こども園における取組

- 絵本等に親しむ機会の提供
- 資料・場所の整備・充実
- 教員・保育士等の理解や技能の向上
- 公立図書館やボランティア等との連携

学校における取組

- ◆小学校・中学校
 - 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
 - 学校図書館の整備・充実(学校司書の配置促進)
 - 家庭・地域との連携による読書活動の推進

地域(図書館等)における取組

- ◆公立図書館
 - 子どもの読書の機会の提供(居場所、アウトリーチ取組支援、保護者への働きかけ)
 - 子どもの読書のための諸条件の整備・充実
- ◆児童館や公民館等
 - 子どもが読書に親しむ機会の提供 ○読書環境の整備・充実
 - 職員等の知識・技術の向上
- ◆読書ボランティア等
 - 読書ボランティア(リーダー)の養成 ○情報の収集・提供
 - 園、学校、図書館等との連携等ボランティア活動の場の提供
 - 国や民間の助成の活用

啓発・広報等の推進 ○(仮称)子ども読書支援センターによる啓発・広報の推進 ○優れた取組の奨励

施策の推進方法 ○子ども読書活動推進協議会 ○(仮称)子ども読書支援センターによる総合調整 ○市町・関係機関・団体等との連携

第5章 指標の設定

- ①乳幼児の健康診査時等に、親子に対する読書啓発の取組を複数回行っている市町数の割合
- ②学校の授業以外で平日(月曜日から金曜日)に1日当たり10分以上読書している児童生徒の割合
- ③1か月に1冊以上本を読んだ高校生の割合
- ④学校図書館図書標準を達成している学校数の割合
- ⑤学校司書を配置している学校数の割合
- ⑥12歳以下の県民1人当たりの公立図書館の児童書貸出冊数